

桑名市告示第134号

桑名市東京圏型移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市東京圏型移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

桑名市東京圏型移住支援補助金交付要綱（令和2年桑名市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改める。

第3条第2項中「100万円」を「30万円」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

桑名市東京圏型移住支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）桑名市長

桑名市東京圏型移住支援補助金の交付を受けたいので、桑名市東京圏型移住支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 世帯の状況（該当するものに○を付けてください。）

区分	単身・ 2人以上の 世帯	2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない。）	人
		子育て世帯加算対象者 （上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数）	人
移住支援金の種類		就職（一般）・就職（専門人材）・テレワーク・関係人口	

3 各種確認事項（内容を確認し、右欄に○を記入してください。）

別紙1「桑名市東京圏型移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。	
別紙2「桑名市東京圏型移住支援補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意する。	
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて、申請者、世帯員とも該当しない。	
申請日から5年以上継続して、桑名市に居住する意思がある。	
申請日から5年以上継続して、就業する意思がある。 （※要綱第2条第2号又は第4号に該当する場合）	
申請者は過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない （※移住支援金を全額返還した場合や過去の中請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、三重県及び桑名市が認める場合を除く）	
桑名市への移住について、所属からの命令でなく、自己の意思である。 （※要綱第2条第3号に該当する場合）	

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤・在学履歴（東京23区の在勤・在学者に該当する場合のみ記載）

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ住民票を移す直前に連続して1年以上の在勤・在学履歴を記載

期間	企業名・学校名	就業地・就学地
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒

6 移住後の生活状況（要綱第2条第3号に該当する場合）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

7 関係人口の要件(該当する欄に○を付けてください。)※要綱第2条第4号に該当する場合

過去に桑名市に居住経験がある。	
桑名ファンクラブに登録している。	

8 補助金申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円

9 添付書類（※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

- ① 桑名市東京圏型移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項（別紙1）
 - ② 身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
 - ③ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）
- ※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること
- ④ 振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）
 - ⑤ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上の就労の証明書類（※以下の書類いずれか）

【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

- ⑤-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
- ⑤-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）

【法人経営者又は個人事業主であった者】

- ⑤-3 開業届の写しその他移住元での事業所所在地を確認できる書類
- ⑤-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】

- ⑤-5 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

⑥ 【要綱第2条第2号に該当する場合】 就業先が交付した就業証明書(様式第2号)

⑦ 【要綱第2条第3号に該当する場合】 所属先企業が交付した就業証明書(様式第2号の2)

※個人事業主を対象とする場合は以下の書類の追加提出を必要とする。

- ⑦-1 業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）

- ⑦-2 開業届の写し

- ⑦-3 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部または一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

⑧ 【要綱第2条第4号に該当する場合】（以下の関係人口に関する書類及び就業要件に関する書類）

【関係人口に関する書類】（※以下の書類のいずれか）

- ⑧-1 過去に桑名市に居住していたことが分かる書類

- ⑧-2 桑名ファンクラブ会員であることがわかる画面のスクリーンショットなど

【就業要件に関する書類】（※以下の書類のいずれか）

- ⑧-3 就業先が交付した就業証明書(様式第2の3号)

- ⑧-4 申請者が登録されている関係団体（農業委員会、森林組合、漁業協同組合等）による従事していることが分かる書類

【県・市確認欄】※記入しないこと

管理コード（三重県及び桑名市使用欄）	
--------------------	--

様式第2号の2（その1）中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創成テレワーク型）」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。